

No. 1003 (2018. 5. 7)

## 民法の成年年齢・婚姻適齢・養親年齢

はじめに	3 親権
I 成年年齢とは	4 その他の論点
1 成年年齢の法的意義	III 婚姻適齢
2 なぜ20歳なのか	1 日本
3 諸外国	2 諸外国
4 今般の議論の経緯	IV 養親年齢
II 成年年齢の引下げに関する論点	1 日本
1 選挙権年齢との関係	2 諸外国
2 未成年者取消権	おわりに

- 平成30(2018)年3月13日、「民法の一部を改正する法律案」(第196回国会閣法第55号)が提出された。この法案では、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、女性の婚姻適齢を16歳から18歳に引き上げることとする一方、養親年齢を20歳に据え置くこととしている。
- 成年年齢の引下げについては、18歳及び19歳の者に係る未成年者取消権の喪失や親権による保護の喪失の是非をはじめとして、いくつかの論点がある。
- 成年年齢のほか、婚姻適齢及び養親年齢についても議論がある。特に、婚姻適齢については、婚姻適齢に満たない者が例外的に婚姻をすることを許容するか否かが議論となっている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 ふじと よしたか 藤戸 敬貴

第1003号

## はじめに

平成 30 (2018) 年 3 月 13 日、「民法の一部を改正する法律案」(第 196 回国会閣法第 55 号。以下「政府案」という。)が提出された。政府案は、民法(明治 29 年法律第 89 号)の成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げるとともに、女性の婚姻適齢を 16 歳から 18 歳に引き上げることとしている。その一方で、普通養子縁組において養親となることができる年齢(以下「養親年齢」という。)については、現行規定と同じ 20 歳に据え置くこととしている。

本稿は、今般の成年年齢引下げ論議の論点を簡潔にまとめ、あわせて、諸外国における婚姻に関する年齢や養親年齢の現状についても解説を加えるものである<sup>1</sup>。

## I 成年年齢とは

### 1 成年年齢の法的意義

現行民法は、成年年齢を 20 歳<sup>2</sup>と定めている(第 4 条)。成年年齢に達しない未成年者については、民法上、次の 2 つの制度が設けられている。

第一に、未成年者は行為能力<sup>3</sup>が制限されており、未成年者が法律行為<sup>4</sup>をするには、その法定代理人の同意を得なければならない(第 5 条第 1 項)<sup>5</sup>。これに反する法律行為は取り消すことができる(同条第 2 項。以下「未成年者取消権」という。)

第二に、未成年者は父母の親権に服する(第 818 条第 1 項)。親権を行う者は、その子について、監護教育権(第 820 条)、居所指定権(第 821 条)、懲戒権(第 822 条)、職業許可権(第 823 条)を有する。また、親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する(第 824 条)。

### 2 なぜ 20 歳なのか

前述のとおり、現行民法は、成年年齢を 20 歳としている。これは、かつての日本ではおおむ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は平成 30 (2018) 年 4 月 24 日である。人物の肩書は、全て当時のものである。[ ] は、引用者による補足である。括弧内において単に条項のみを示す場合は、民法を指す。

<sup>1</sup> 本稿は、藤戸敬貴「民法の成年年齢引下げをめぐる議論」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』979 号, 2017.11.7. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_10982700\_po\_0979.pdf?contentNo=1> について、婚姻適齢及び養親年齢に関する叙述を大幅に補訂した改訂版であるが、紙幅等の都合により、旧版の記述のうち、国会及び政府の動向に関する記述(pp.2-3)を一部省略するとともに、世論に関する記述(pp.8-9)を全面的に削除している。

<sup>2</sup> なお、「天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、十八年とする」とされる(皇室典範(昭和 22 年法律第 3 号)第 22 条)。

<sup>3</sup> 行為能力とは、「法律行為を単独で有効にすることができる法律上の地位あるいは資格」をいう(高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第 5 版』有斐閣, 2016, p.350)。法律行為とは、「一定の法律効果の発生を欲する者に対してその欲する通りの法律効果を生じさせるための行為」をいう(同, p.1210)。

<sup>4</sup> 第 5 条第 1 項における「同意」の対象となるのは財産上の行為であって、身分行為(「婚姻・養子縁組のように、身分の取得・変動という法律効果を生ずる法律行為」をいう。同上, p.1251)については個別の規定がある。例えば、遺言をすることができる年齢(15 歳。第 961 条)や、特別養子縁組の養親となることができる年齢(25 歳。第 817 条の 4)等である。谷口知平・石田喜久夫編『注釈民法(1)総則(1) 新版改訂版』有斐閣, 2002, p.296。(高梨公之・高梨俊一執筆); 大村敦志『民法読解 総則編』有斐閣, 2009, pp.51-52。

<sup>5</sup> 例外として、単に権利を得、又は義務を免れる行為(第 5 条第 1 項ただし書)や、法定代理人が処分を許した財産の処分(同条第 3 項)については、法定代理人の同意は不要である。また、営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する(第 6 条)。

ね 13～15 歳を成年年齢とする地域が多かったところ<sup>6</sup>、明治期の立法者が参照した当時の欧米諸国では 21～25 歳を成年年齢とする国が多く、「近代的な経済取引秩序を作り上げるための必要条件として欧米の成年制度を受け入れることを基本に、15 歳程度を成年とするわが国の旧来の慣行をも考慮に入れて、当時の国際的な基準からいえばやや低く、それまでのわが国の慣行からすればかなり高い成年年齢を…採用した」<sup>7</sup>のものであるとされる。<sup>8</sup>

以上の経緯から、成年年齢を 20 歳とすることに明確な理由はない、との指摘がある<sup>9</sup>。

### 3 諸外国

前述のとおり、明治期の民法編纂当時の欧米諸国の多くは、成年年齢を 21～25 歳としていた。しかし、1960 年代から 1970 年代にかけて成年年齢を引き下げる国が相次いだ。現在では、成年年齢を 18 歳とする国が多い（諸外国における民法上の各種法定年齢については、本稿末尾に掲げる別表を参照されたい。）<sup>10</sup>。

韓国は、かつては日本と同様に成年年齢を 20 歳としていたが、2011 年の法改正（2013 年施行）によって 19 歳に引き下げた<sup>11</sup>。ニュージーランドは、特別な規定が存在しない場合の一般的な成人年齢（age of majority）を 20 歳としているが<sup>12</sup>、契約の締結については、成年者（a person of full age）は 18 歳以上、未成年者（minor）は 18 歳未満としている<sup>13</sup>。アメリカでは、成年年齢を 18 歳とする州が多いが、19 歳や 21 歳とする州等もある<sup>14</sup>。カナダでは、成年年齢を 18 歳とする州が 6 州<sup>15</sup>、19 歳とする州が 4 州<sup>16</sup>ある。

成年者と未成年者との区分に加えて、未成年者の中で段階を設ける国もある。例えば、ドイツでは、満 7 歳以上の未成年者は行為能力を制限されるが、満 7 歳に達しない者にはそもそも行為能力がない<sup>17</sup>。また、フランスには未成年解放（émancipation）という制度があり、未成年

<sup>6</sup> ここでいう「成年」は、社会的に一人前とみなされるという程度の意味であり、私法上の行為能力の基準とは厳密には一致しないということに注意を要する（谷口・石田編 前掲注(4), p.295）。

<sup>7</sup> 同上, p.296。また、「日本人ハ他ニ比シテ世間的知識ノ發達頗ル早キカ故ニ之ヲ滿二十年トシタルハ固ヨリ適當ノ事ナリトス」との見解もあった（梅謙次郎『民法原理 総則編 卷之 1』和仏法律学校, 明治 36 (1903), p.66）。

<sup>8</sup> 我が国の成年年齢の沿革について、簡潔には、佐藤ほか『主要国の各種法定年齢—選挙権年齢・成人年齢引下げの経緯を中心に—』（調査資料 2008-3-b 基本情報シリーズ②）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2008, p.6. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_1000896\\_po\\_200806.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000896_po_200806.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>9</sup> 「結局、20 歳を成年年齢とすべきであるという明確な理由があるわけではない。そして、現在と当時では、日本の慣行も欧米の状況も大きく異なる。そのため、現在でも 20 歳を基準とすべき積極的理由は存在しない。」（伊藤榮寿「民法入門 成年年齢引下げを考える」『法学セミナー』747 号, 2017.4, p.27.）

<sup>10</sup> 佐藤ほか 前掲注(8), p.32.

<sup>11</sup> 藤原夏人「【韓国】成人年齢引下げ等に関する民法改正」『外国の立法』No.247-1, 2011.4, pp.20-21. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_3050624\\_po\\_02470109.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050624_po_02470109.pdf?contentNo=1)> 韓国において引下げ後の成年年齢が 18 歳ではなく 19 歳とされたのは、「18 歳を成人とすると高校 3 年生に未成年者と成人が混ざる問題が生じるため」であると説明されている（佐藤ほか 同上, p.27）。

<sup>12</sup> 佐藤ほか 同上, pp.28-29; Age of Majority Act 1970 No.137, s.4(1)

<sup>13</sup> Minors' Contracts Act 1969 No.41, s.2(1)

<sup>14</sup> アラバマ州、ネブラスカ州及びブエルトリコ自治連邦区が 19 歳、ミシシッピ州が 21 歳である。以下、諸外国の各種法定年齢については、各国の法令とともに、OECD, “PF1.8 Legal age threshold regarding transition from childhood to adulthood,” *OECD Family database*. <[http://www.oecd.org/els/family/PF\\_1\\_8\\_Age\\_threshold\\_Childhood\\_to\\_Adulthood.pdf](http://www.oecd.org/els/family/PF_1_8_Age_threshold_Childhood_to_Adulthood.pdf)> を参照した。

<sup>15</sup> アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、サスカチュワン州、プリンスエドワードアイランド州、マニトバ州

<sup>16</sup> ニューファンドランド州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、ブリティッシュコロンビア州

<sup>17</sup> ドイツ民法典第 104 条、第 106 条～第 113 条 詳細は、ディーター・ライポルト（円谷峻訳）『ドイツ民法総論—設例・設問を通じて学ぶ— 第 2 版』成文堂, 2015, pp.137-170.（原書名: Dieter Leipold, *BGB I: Einführung und Allgemeiner Teil Ein Lehrbuch mit Fällen und Kontrollfragen 7., neubearbeitete Auflage*, 2013.）を参照。条文の翻訳とし

者は婚姻によって当然に、あるいは 16 歳に達した未成年者はその父母の申立てに基づく後見裁判官の宣言によって、完全な行為能力を得る<sup>18</sup>。

#### 4 今般の議論の経緯

今般の成年年齢引下げ論議は、平成 19（2007）年 5 月に成立した「日本国憲法の改正手続に関する法律」（平成 19 年法律第 51 号）に端を発する。同法は、投票権年齢を 18 歳以上とする一方で（同法第 3 条）、選挙権年齢や成年年齢等について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとするとした（同法附則第 3 条第 1 項）。

平成 20（2008）年 3 月に議論を開始した法制審議会民法成年年齢部会は、平成 21（2009）年 7 月、「民法の成年年齢を 18 歳に引き下げるのが適当である」<sup>19</sup>とする「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」（以下「最終報告書」という。）を提出した。同年 10 月、法制審議会は、最終報告書を内容とする「民法の成年年齢の引下げについての意見」<sup>20</sup>を答申した。これらの議論を踏まえて提出されたのが、今般の政府案である。

## II 成年年齢の引下げに関する論点

### 1 選挙権年齢との関係

成年年齢と選挙権年齢との関係について、最終報告書は、選挙権年齢と成年年齢とは理論的には必ずしも一致する必要はないが<sup>21</sup>、①選挙権年齢と成年年齢との一致によって政治への参加意欲が高まること、②社会的・経済的にフルメンバーシップを取得する年齢が一致している方が法制度としてシンプルであること、③大多数の国において選挙権年齢と成年年齢とは一致していること<sup>22</sup>、④「日本国憲法の改正手続に関する法律」の法案提出者の答弁等において民法上の判断能力と参政権の判断能力は一致すべきであると説明されていること、等の事情から、特段の弊害がない限りは選挙権年齢と成年年齢とは一致していることが望ましい、とする。<sup>23</sup>

この論点に関する学説として、民法の成年年齢の規定は未成年者の保護が目的である一方、憲法改正国民投票や選挙における年齢制限は国家の統治機構の在り方という観点から捉えられるべきであって、成年年齢と選挙権年齢とは基本的な視点が異なる、とするものがある<sup>24</sup>。

他方で、成年年齢は「法的に独立して行動できる、市民社会のフル・メンバーシップを意味する」のであって、「政治を決定する選挙権という権利を与える年齢が、民法の成年年齢と一

て、山口和人『ドイツ民法 I（総則）』（調査資料 2014-1-d 基本情報シリーズ<sup>19</sup>）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2015, pp.19-20. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9214781\\_po\\_201401d.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9214781_po_201401d.pdf?contentNo=1)> がある。

<sup>18</sup> フランス民法典第 413-2 条 羽生香織「フランス民法における子どもの保護と自立」山口直也編著『子どもの法定年齢の比較法研究』成文堂, 2017, pp.271-273 を参照。スペインにも同様の制度がある（後掲注(70)を参照）。

<sup>19</sup> 法制審議会民法成年年齢部会「民法の成年年齢の引下げについての最終報告書」p.24. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000005078.pdf>> 以下脚注において同報告書を引用する場合、「最終報告書, p.x.」（x は頁数）という形式で行う。

<sup>20</sup> 「民法の成年年齢の引下げについての意見」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000069850.pdf>>

<sup>21</sup> もっとも、選挙権年齢を成年年齢よりも高く定めることは違憲であるとの説がある（最終報告書, p.5）。なお、最終報告書は「選挙年齢」の語を用いているが、本稿は、便宜、「選挙権年齢」の語で統一する。

<sup>22</sup> 詳細は、佐藤ほか 前掲注(8), pp.30-31 の表を参照。

<sup>23</sup> 最終報告書, p.6.

<sup>24</sup> 横田光平「子ども法からみた 18 歳選挙権」『法学セミナー』744 号, 2017.1, pp.27-28.

致しないことは、どうにも説明の難しい事態となる」<sup>25</sup>との指摘もある。

## 2 未成年者取消権

### (1) 成年年齢引下げに慎重な立場

未成年者取消権は、未成年者を消費者被害等から保護する機能を担っている<sup>26</sup>。それだけに、成年年齢の引下げによって18歳及び19歳の者に係る未成年者取消権が失われることで、消費者被害が増加するのではないかとの懸念が示されている<sup>27</sup>。

成年年齢の引下げに慎重な立場からは、消費者被害対策の成果が上がるまでは成年年齢を引き下げるべきではないという意見<sup>28</sup>や、仮に引き下げるとすれば未成年者取消権に匹敵するような若年成人を保護するための法制度を整備すべきであるとの意見<sup>29</sup>がある。

### (2) 成年年齢引下げに肯定的な立場

その一方で、最終報告書のように、18歳以上の者が自ら就労して得た賃金等を自由に使うことができるようになる<sup>30</sup>という点を評価する立場もある。

また、単に「契約の際にいちいち親の同意を得るという面倒な手続きから解放される」ということだけでなく、「親子間で決定的な意見の対立があり、親の同意が得られない場面」において若年者の自己決定権が未成年者取消権による強力な制限を受けることがなくなる、という意義もあるとの指摘がある<sup>31</sup>。

### (3) 政府の動き

最終報告書は、成年年齢の引下げに当たって、消費者保護施策や消費者関係教育の充実を課題として掲げている<sup>32</sup>。平成30(2018)年3月2日には、消費者契約法(平成12年法律第61号)における取消可能類型を拡大すること等を内容とする「消費者契約法の一部を改正する法律案」(第196回国会閣法第31号)が提出された。また、同年4月から、法務大臣を議長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」が発足している<sup>33</sup>。

<sup>25</sup> 水野紀子「民法における成年年齢」『青少年問題』667号, 2017.7, pp.18-19.

<sup>26</sup> 「事業者は、せつかく苦勞して契約をさせても、未成年という理由で後から取り消されては困るので、未成年者への勧誘をそもそも行わないのである。」(平澤慎一「民法の成年年齢引き下げの問題状況—18・19歳が「未成年者取消権」を失うことの問題点とその対策—」『消費者法ニュース』110号, 2017.1, p.40.)

<sup>27</sup> 日本弁護士連合会「民法の成年年齢の引下げに関する意見書」2016.2.18. <[http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion\\_160218\\_3.pdf](http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_160218_3.pdf)>; 同「民法の成年年齢引下げに伴う消費者被害に関する意見書」2017.2.16. <[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion\\_170216\\_06.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2017/opinion_170216_06.pdf)>; 細川幸一「消費者の視点から民法の成年年齢引下げを考える」『消費者法ニュース』109号, 2016.10, pp.24-25; 中村新造「民法の成年年齢引き下げ問題」『国民生活』55号, 2017.2, pp.10-13.

<sup>28</sup> 中村新造「民法の成年年齢引下げに関する議論の状況」『消費者法ニュース』109号, 2016.10, p.29.

<sup>29</sup> 平澤 前掲注(26), p.41.

<sup>30</sup> 最終報告書, pp.10-11.

<sup>31</sup> 山下純司「民法成年年齢引下げについて—未成年者取消権を中心に—」『学習院法務研究』1号, 2010.3, p.84.

<sup>32</sup> 最終報告書, pp.15-19.

<sup>33</sup> 「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900355.html>>

### 3 親権

#### (1) 若年者の保護の後退

成年年齢の引下げによって、児童福祉施設を退所した 18 歳及び 19 歳の若年者の保護が後退するのではないかとの指摘がある<sup>34</sup>。また、最終報告書は、成年年齢の引下げに係る課題として、自立に困難を抱える 18 歳及び 19 歳の者が親などからの保護を受けにくくなり、ますます困窮するおそれがあることを指摘する<sup>35</sup>。そのため、最終報告書は、若年者の自立を援助するための施策を充実させる必要があるとしている<sup>36</sup>。

#### (2) 不当な親権行使からの解放

その一方で、親権を不当に行使する親から子が早期に解放されるという意義もあり得る。この点について、最終報告書は、不当な親権の行使は親権喪失<sup>37</sup>等によって対処すべき問題であるから、成年年齢引下げのメリットとは言い難い、としている<sup>38</sup>。この最終報告書の見解に対しては、性虐待や医療ネグレクト<sup>39</sup>の問題を軽視している、との指摘がある<sup>40</sup>。

### 4 その他の論点

離婚後の養育費の支払について、成年年齢の引下げにより、子が 18 歳になってからの養育費の支払が拒否されるケースが生じるおそれが指摘されている<sup>41</sup>。このような指摘に対しては、子が成年に達しても、親は子に対して扶養義務を負うのであって、子が成年に達したからといって養育費の支払義務が消滅するわけではない、との見解がある<sup>42</sup>。

また、高校教育について、成年年齢が 18 歳に引き下げられると高校教育の現場において成年者と未成年者が混在することになることをどのように考えるか<sup>43</sup>、成年者について親権者を通

<sup>34</sup> 中村 前掲注(27), p.13.

<sup>35</sup> この点については、「実際に未成年者の保護として機能していたのは[親権ではなく]未成年者の契約取消権ばかりであ」ったのではないかと、との疑問が示されている(水野 前掲注(25), p.22)。

<sup>36</sup> 最終報告書, pp.14, 19-20.

<sup>37</sup> 親権喪失(第 834 条)は、その効果の重大さに鑑みて要件が厳格に解されており、利用しづらいとの指摘があった。そこで、平成 23(2011)年の民法改正により、親権停止制度(第 834 条の 2)が創設された。これは、親権喪失よりも効果を軽くし、それに応じて要件を緩和したものである。(松川正毅・窪田充見編『親族—民法第 725 条～第 881 条—』(別冊法学セミナー no.240 新基本法コンメンタール)日本評論社, 2015, p.247.(小池泰執筆))

<sup>38</sup> 最終報告書, p.12.

<sup>39</sup> 医療ネグレクトとは、子どもに必要とされる医療を正当な理由なく受けさせない行為をいう(母子愛育会日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き—平成 25 年 8 月厚生労働省の改正通知—』有斐閣, 2014, p.172)。

<sup>40</sup> 「医療ネグレクトに対する親権喪失の実務運用には問題があるし、親権への介入の制度を整備したとしても、そもそも 18 歳について医療ネグレクトという事態が生じること自体が問題だと考えるべきでしょう。」(大村敦志ほか「座談会 成年年齢の引下げをめぐる諸問題」『ジュリスト』1392 号, 2010.1.1-15, p.159.(横田光平発言))

<sup>41</sup> 山田徹「成年年齢の引下げが養育費、婚姻費用及び扶養料の算定や終期に悪影響を及ぼすおそれについて」『月刊大阪弁護士会』148 号, 2017.4, pp.21-22 を参照。

<sup>42</sup> 最終報告書, p.14; 伊藤 前掲注(9), p.29. なお、養育費の支払義務が消滅しないとしても、そもそも「扶養料の履行強制支援がないために不履行率が高いという…問題がある」との指摘がある(水野 前掲注(25), p.23)。

<sup>43</sup> 平澤 前掲注(26), p.40. この点について、法制審議会民法成年年齢部会第 2 回会議(平成 20 年 4 月 15 日)において行われたヒアリングで、本多吉則参考人(都立芝商業高等学校長)は、「成年とそうでないものが混在する問題のことでありますが、私はこれもほとんど問題はないのではないかなというふうに思っています」と述べる(「法制審議会民法成年年齢部会第 2 回会議議事録」p.19. 法務省ウェブサイト <<http://www.moj.go.jp/content/000012421.pdf>>)。また、氷海正行委員(千葉県立八千代高等学校長)は、「プラス面としては、そういう混在したときに社会参加意識が深まるということはある…と思います。…それから、マイナス面としては…同じ 3 年生であっても成年に達している者と達していない者が出てくることから格差を感じる生徒も出てくるかなと思います。しかし、これは余り大きな問題ではないと思います」と述べる(同, pp.23-24)。

じた指導ができなくなることをどのように考えるか<sup>44</sup>、等の論点が示されている。

### Ⅲ 婚姻適齢

政府案の本則では、成年年齢の引下げとともに、女性の婚姻適齢の引上げ及び養親年齢の据置きについて規定している。本章では婚姻適齢を、次章では養親年齢を取り上げる。<sup>45</sup>

#### 1 日本

現行民法第 731 条は、「婚姻適齢」という見出しの下、「男は、十八歳に、女は、十六歳に  
ならなければ、婚姻をすることができない」と規定している。その趣旨は、肉体的、精神的及  
び経済的に健全な婚姻をなす能力を欠く年少者の婚姻を禁止することで、早婚によって生じる  
弊害を防止することにあるとされる<sup>46</sup>。

婚姻適齢に男女差がある理由として、女性の方が心身の発達が早いことが挙げられるが、合  
理的理由がないとの批判が強い<sup>47</sup>。平成 8（1996）年 2 月に法制審議会が答申した「民法の一部  
を改正する法律案要綱」では婚姻適齢を男女ともに 18 歳にそろえることとされていたが<sup>48</sup>、こ  
れは、社会生活が複雑化・高度化した今日では肉体的・精神的要素よりも社会的・経済的要素  
を重視して成熟度を判断すべきであるところ、後者の面では男女間に有意な差はないからであ  
る、と説明されている<sup>49</sup>。最終報告書も、平成 8（1996）年の答申を変更すべき特段の事情は存  
せず、婚姻適齢を男女ともに 18 歳にそろえるべきであるとした<sup>50</sup>。今般の政府案は、第 731 条  
を「婚姻は、十八歳にならなければ、することができない」に改めることとしている。

ところで、現行民法では、未成年者<sup>51</sup>が婚姻をするには、父母の同意が必要である（第 737 条  
第 1 項）<sup>52</sup>。また、未成年者が婚姻をしたときは成年に達したものとみなされる（成年擬制。第  
753 条）<sup>53</sup>。これらの規定は、成年年齢と婚姻適齢との間に差があり、未成年者が婚姻をする  
ことがあり得るということを前提としている。そのため、成年年齢と婚姻適齢とが一致すれば、  
これらの規定は不要となる<sup>54</sup>。政府案は、第 737 条及び第 753 条を削除することとしている。

なお、女性について婚姻適齢を引き上げたとしても、婚姻適齢に至らない者の同棲や妊娠等  
を禁圧できるわけではない。そこで、女性が妊娠した場合等、例外的に未成年者の婚姻を認め

<sup>44</sup> 中村 前掲注(27), p.13.

<sup>45</sup> 飲酒年齢や喫煙年齢等、成年年齢の引下げによって影響を受ける民法以外の法律が定める法定年齢については、  
政府案の附則に、必要な法改正に関する規定が置かれているが、本稿では触れない。諸外国における飲酒年齢、喫  
煙年齢等については、佐藤ほか 前掲注(8), pp.30-31 の表を参照されたい。

<sup>46</sup> 青山道夫・有地亨編『注釈民法（21）親族（1） 新版』有斐閣, 1989, p.192.（上野雅和執筆）

<sup>47</sup> 松川・窪田編 前掲注(37), p.23.（宮本誠子執筆）

<sup>48</sup> 「民法の一部を改正する法律案要綱」平成 8 年 2 月 26 日法制審議会総会決定 第一の一 法務省ウェブサイト  
<[http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi\\_960226-1.html](http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_960226-1.html)>

<sup>49</sup> 小池信行「『民法の一部を改正する法律案要綱』の概要」『法律のひろば』49 巻 6 号, 1996.6, pp.5-6.

<sup>50</sup> 最終報告書, p.24.

<sup>51</sup> 昭和 22（1947）年の民法改正前は、男は 30 歳、女は 25 歳になるまでは父母の同意が必要であった（旧第 772 条）。

<sup>52</sup> 未成年者の婚姻に父母の同意を要するとしたのは、判断能力が十分でない未成年者の軽率な婚姻を防止するため  
であるとされる。もっとも、第 737 条に違反する届出が受理された場合、第 737 条違反は取消原因ではないため  
（第 743 条～第 747 条）、婚姻を取り消すことはできない。松川・窪田編 前掲注(37), pp.31-33.（宮本誠子執筆）

<sup>53</sup> これは、未成年者として行為能力が制限されたままだと、独立した婚姻生活を営む上で障害となることを受けた  
ものである（窪田充見『家族法—民法を学ぶ— 第 3 版』有斐閣, 2017, p.59）。

<sup>54</sup> 平田厚「成年年齢引下げの意義と課題」『戸籍時報』646 号, 2009.10, p.9.

ることを検討すべきではないか、との指摘がある<sup>55</sup>。この点について、平成6（1994）年に公表された法務省民事局参事官室による「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」では、そのような例外を設けないこととしている<sup>56</sup>。今般の政府案にも特段の例外規定は置かれていないため、政府案によれば、18歳未満の者は例外なく婚姻することができないこととなる。

## 2 諸外国

### (1) 完全婚姻年齢

父母等による同意を得ることなしに本人たちの意思のみで婚姻できる年齢（以下「完全婚姻年齢」という。）については、男女ともに18歳とする国が多い。韓国は男女ともに19歳である。ほとんどの国・州で完全婚姻年齢と成年年齢とが一致するが、中国、カナダのニューブランズウィック州<sup>57</sup>、アメリカのプエルトリコ自治連邦区<sup>58</sup>等の例外もある。

男女で違いがある国の例としては、中国（男性22歳、女性20歳）が挙げられる。

### (2) 条件付婚姻年齢

完全婚姻年齢に達していなくても、一定の年齢に達すれば、親の同意等の条件を満たす場合には婚姻できる、とする国は多い。このような年齢（以下「条件付婚姻年齢」という。）を設ける場合、これを16歳とする国が多い。かつてのフランスやルクセンブルクのように、女性だけに条件付婚姻年齢が定められている場合<sup>59</sup>や、日本の現行民法のように、男女で条件付婚姻年齢が異なる場合もある。

条件付婚姻年齢を定めてはいないが、完全婚姻年齢に達しない者の婚姻を例外的に認める場合がある国もある。<sup>60</sup>

<sup>55</sup> 青山・有地編 前掲注(46),p.195; 滝沢幸代「民法改正要綱試案の問題点(上)」『法律時報』66巻12号,1994.11, pp.72-74; 大村敦志『民法読解 親族編』有斐閣,2015,p.27; 羽生香織「民法からの検討—18歳選挙権と民法の成年年齢引下げの議論—」『法学セミナー』744号,2017.1,p.18。この点について、「一八歳未満であっても家庭裁判所の許可によって婚姻できる制度およびそれに伴う母子支援の措置制度を創設すべきであり、その場合には「一八歳未満での婚姻が認められた場合の成年擬制は残しておくべきだろう」という見解がある(同上,pp.9-10)。また、水野紀子東北大学教授は、「平等が機械的に主張されるとき、他の人権や法益が配慮されない可能性がある。たとえば婚姻適齢の相違を問題視するとき、少女が妊娠した場合に婚姻をして出産する可能性を認めることが母子のニーズに合致するという法益は無視されがちである」と指摘する(水野紀子「家族のあり方と最高裁大法廷決定」『法の支配』175号,2014.10,p.80)。

<sup>56</sup> その理由として、①男女平等の観点から18歳に統一することを基本的立場としながら、それよりも低年齢での婚姻を認めることは制度として一貫性を欠く、②一般的に低年齢の婚姻は離婚に至る割合が高いという傾向がうかがわれる、③低年齢での婚姻が当事者及びその子の真の福祉に合致するか疑問である、④特定の当事者について婚姻を例外的に認めるに足りる社会的・経済的成熟があることを判断するための客観的基準を見いだすのが難しい、等が挙げられている(法務省民事局参事官室「Jurist Note 婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」『ジュリスト』1050号,1994.8.1,p.223)。

<sup>57</sup> ニューブランズウィック州の成年年齢は19歳であるが、完全婚姻年齢は18歳である。

<sup>58</sup> アメリカの完全婚姻年齢は、多くの州で18歳とされている。例外として、アラバマ州及びネブラスカ州が19歳、ミシシッピ州及びプエルトリコ自治連邦区が21歳である。なお、プエルトリコ自治連邦区を除く3州については、完全婚姻年齢と成年年齢とが一致している(プエルトリコ自治連邦区の成年年齢は19歳である。)

<sup>59</sup> 後述するように、かつてのフランスでは男性は18歳、女性は15歳(ルクセンブルクは16歳)になれば婚姻できたが、未成年者(18歳未満)の婚姻には親の同意が必要であった。換言すれば、女性にとっては15歳が条件付婚姻年齢、18歳が完全婚姻年齢だったということになる。

<sup>60</sup> 現在のフランス及びルクセンブルクのほか、フィンランドが該当する。フィンランドでは、18歳未満であっても特別な理由がある場合には、司法省は、監護者の意見を聴取した上で、婚姻を許可することができる(婚姻法(Avioliittolaki)第4条第2項)。



### (3) 近年の動向

近年では、完全婚姻年齢に達しない者の婚姻を制限する国が増えている。

#### (i) 条件付婚姻年齢の撤廃

かつてのフランスでは、男性は18歳、女性は15歳にならなければ婚姻できないとされていたが（民法典第144条）、2006年に男女ともに18歳にそろえられた<sup>61</sup>。もっとも、「婚姻挙行地の検事は、重大な理由によって年齢[要件]の免除（*dispenses d'âge*）を認めることができる」という規定（民法典第145条）は維持されている。未成年者が婚姻する場合には親の同意が必要である（民法典第148条）という点も改正の前後で変化はない。

ルクセンブルクでも、かつては、男性は18歳、女性は16歳にならなければ婚姻できないとされていたが（民法典第144条第1項）、2014年に男女ともに18歳にそろえられた<sup>62</sup>。もっとも、改正後も、重大な理由があるときは、後見裁判官は、第144条第1項の禁止規定の免除を認めることができる（民法典第145条）。未成年者が婚姻する場合には親の同意が必要である（民法典第148条）という点も、改正の前後で変化はない。

#### (ii) 条件付婚姻年齢未満の者の婚姻の禁止

カナダでは、連邦議会が「婚姻及び離婚」に関する立法権を（カナダ憲法第91条）、各州議会が「各州における婚姻の挙行」に関する立法権を有しており（カナダ憲法第92条）、婚姻の挙行及び婚姻許可証の発行等については各州の法律がこれを定めている<sup>63</sup>。かつては、連邦法には婚姻年齢に関する規定がなく、州によっては16歳未満であっても婚姻許可証の発行が認められていた<sup>64</sup>。しかし、連邦議会は、2015年の法律<sup>65</sup>によって民事婚姻法<sup>66</sup>（連邦法）を改正し、16歳未満の者は婚姻することができないということを明記した（同法第2.2条）<sup>67</sup>。

なお、現在でも、16歳以上であって完全婚姻年齢に達しない者の婚姻の挙行及び婚姻許可証の発行については、親の同意等が必要であるということが各州の婚姻法に定められている<sup>68</sup>。

#### (iii) 条件付婚姻年齢の引上げ

韓国の条件付婚姻年齢は、男性が18歳、女性が16歳であったが、2007年の法改正により、男女ともに18歳に統一された<sup>69</sup>。スペインは、2015年の法改正により、条件付婚姻年齢を男女

<sup>61</sup> Loi n° 2006-399 du 4 avril 2006

<sup>62</sup> Réforme du Mariage, Mémorial A, N° 125, 17 juillet 2014, Art.2

<sup>63</sup> Martha Bailey, "Setting Boundries," Bill Atkin, ed., *The International Survey of Family Law, 2015 Edition*, Bristol: Jordan Publishing Limited, 2015, pp.26-28.

<sup>64</sup> ケベック州、オンタリオ州及びニューファンドランド州以外の州では、16歳未満の者について婚姻許可証の発行が許される場合があった。アルバータ州及びプリンスエドワードアイランド州では、女性が妊娠し、又は出産した場合であれば婚姻許可証が発行された。ブリティッシュコロンビア州、マニトバ州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州及びサスカチュワン州では、裁判所の許可を得れば婚姻許可証が発行された。 *ibid.*, p.27.

<sup>65</sup> Zero Tolerance for Barbaric Cultural Practices Act (S.C. 2015, c.29)

<sup>66</sup> Civil Marriage Act (S.C. 2005, c.33)

<sup>67</sup> これを受け、ニューブランズウィック州は2017年に同州婚姻法を改正し（An Act to Amend the Marriage Act 2017, c.10）、16歳未満の者の婚姻の挙行及び婚姻許可証の発行は認められないことを明記した（同州法第20.1条）。

<sup>68</sup> たとえば、ニューブランズウィック州婚姻法第20条第1項

<sup>69</sup> 佐藤ほか 前掲注(8), p.27.

ともに14歳から16歳へと引き上げた<sup>70</sup>。また、アメリカのニューヨーク州は、2017年の法改正により、条件付婚姻年齢を男女ともに14歳から17歳へと引き上げた<sup>71</sup>。

#### (iv) 完全婚姻年齢に達しない者の婚姻の禁止

以上の(i)～(iii)で紹介した諸国では、完全婚姻年齢に達しない者についても、一定の場合には婚姻する余地が残されている。しかし、最近では、若年者の婚姻<sup>72</sup>を防止するため、完全婚姻年齢に達しない者の婚姻を完全に禁止する国も現れている。

スウェーデン、オランダ及びデンマークでは、かつては18歳未満であっても婚姻することができる例外を認めていた。しかし、スウェーデンは2014年に<sup>73</sup>、オランダは2015年に<sup>74</sup>、デンマークは2017年に<sup>75</sup>、それぞれ法改正によってそのような例外を撤廃した。それにより、これらの国では、18歳未満の者は例外なく婚姻することができなくなった。

かつてのドイツでは、未成年者(18歳未満)であっても、16歳に達しており、かつ、配偶者が18歳以上であれば、家庭裁判所が年齢要件の免除を認めることができた。しかし、2017年の児童婚禁止法により、年齢要件の免除の制度は廃止された<sup>76</sup>。

## IV 養親年齢

### 1 日本

現行民法は、普通養子縁組について、「成年に達した者は、養子をすることができる」と定める(第792条)<sup>77</sup>。この規定が維持されるとすれば、成年年齢が18歳に引き下げられるとすると、養親年齢も自動的に18歳に引き下がることになる。

しかし、政府案は、第792条の「成年」を「二十歳」に改めることで、養親年齢を20歳に据え置くこととしている。最終報告書は、養親年齢を20歳に維持すべき理由として、①養子をと

<sup>70</sup> Ley 15/2015, de 2 de julio, de la Jurisdicción Voluntaria. スペインの婚姻年齢について補足しておく。スペインでは、未成年者は婚姻できないが、解放された未成年者は婚姻することができる(スペイン民法第46条第1号)。スペインにおける未成年解放(emancipación)は、親の同意(同法第317条)又は裁判所の許可(同法第320条)によってなされるが、いずれも当該未成年者が16歳以上である必要がある。その上で、かつてのスペインでは、14歳以上の当事者が請求すれば、正当な理由があるときは裁判官が年齢要件を免除することができた(同法第48条)。2015年7月2日の法律によって年齢要件の免除の制度が廃止された結果、未成年者が婚姻できるのは、16歳以上の者が親の同意又は裁判所の許可を得て未成年解放を受けた場合に限られることになった。

<sup>71</sup> An Act to amend the domestic relations law, in relation to increasing the age of consent for purposes of marriage to the age of seventeen (Chapter 35 of 2017)

<sup>72</sup> 国際連合児童基金(UNICEF)は、「児童婚(Child Marriage: 18歳未満の者の婚姻)」が、特に女性にとって、生涯にわたる不利益や貧困の原因になり得ると指摘している。“Child protection from violence, exploitation and abuse.” UNICEF website <[https://www.unicef.org/protection/57929\\_58008.html](https://www.unicef.org/protection/57929_58008.html)>

<sup>73</sup> Lag (2014:376) om ändring i äktenskapsbalken

<sup>74</sup> Wet van 7 oktober 2015 tot wijziging van Boek 1 en Boek 10 van het Burgerlijk Wetboek betreffende de huwelijksleeftijd, de huwelijksbeletsel, de nietigverklaring van een huwelijk en de erkenning van in het buitenland gesloten huwelijken (Wet tegengaan huwelijksdwang) (Stb. 2015, 354)

<sup>75</sup> Lov om ændring af lov om ægteskabs indgåelse og opløsning, udlændingeloven og værgemålsloven (Lov nr 81 af 24/01/2017)

<sup>76</sup> Gesetz zur Bekämpfung von Kinderehen (KEheBekG) vom 17. Juli 2017 (BGBl I S. 2429). 泉真樹子「【ドイツ】児童婚(18歳未満での結婚)を禁止する法律」『外国の立法』No.273-1, 2017.10, p.28. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10978303\\_po\\_02730112.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10978303_po_02730112.pdf?contentNo=1)>

<sup>77</sup> なお、特別養子縁組の場合は、養親となる者の年齢は原則的に25歳以上とされている(第817条の4)。

ることは、他人の子を法律上自己の子として育てる<sup>78</sup>という相当な責任を伴う、②20歳で養子をとることができるという現状で特段の不都合は生じていない、という事情を挙げている<sup>79</sup>。

## 2 諸外国

諸外国では、養親年齢を成年年齢よりも高く設定している国が多い。25歳を養親年齢とする国が比較的多いが、それ以外の年齢を養親年齢とする国もある。その一方で、カナダの各州やオーストラリア、韓国のように、養親年齢と成年年齢とが一致している国もある。アメリカでは、成年年齢と養親年齢とが一致している州が多い<sup>80</sup>。

養親年齢について特段の定めを置かない国もあるが、そのような国では、養親と養子との間に一定の年齢差<sup>81</sup>を求めている<sup>82</sup>。

## おわりに

今から約100年前、民法学者の穂積重遠<sup>83</sup>は、成年年齢について次のように論じた<sup>84</sup>。まず、穂積は、「獨立して社會生活を爲すに堪へる程度の思慮分別の成熟」は人によって異なる以上、未成年者と成年者を画一的に区別することは「實は不可能なのであり、それを強いてするから時に不當の結果を免かれない」ということを認める。しかし、フランスの未成年解放やドイツの成年宣告<sup>85</sup>等、未成年者の中に段階を設ける制度は「未成年者側に於ける差別の利益のみを見て、其相手方たるべき一般世人に取つての安定の利益を無視したもの」であって、我が国の民法が成年と未成年とを（営業許可の場合を除いて）画一的に両分する制度を採用したのは「却つて穩當」である、と評価する。その上で、仮に、成年に近い未成年者の行為能力の制限を何らかの形で緩和する必要があるとするならば、「寧ろ一般に成年期を繰下げて、例へば満十八年としたらどうであらうか」と論じたのである。以上の穂積の行論は、その結論を支持するか否かは別として、成年年齢の在り方をめぐる議論が決して一筋縄ではいかない、ということ为例解してくれるのではないだろうか。<sup>86</sup>

<sup>78</sup> 我が国の普通養子縁組では、成年者が養子となるケース（いわゆる成年養子）が多いということが指摘されている（大村敦志『家族法 第3版』有斐閣、2010、p.204；窪田 前掲注(53)、p.233）。平成22（2010）年1月から3月にかけて法務省が行った実態調査では、縁組の当事者双方が日本人であった30,613件のうち、成年養子は11,952件であった（法務省民事局「養子縁組等に関する実態調査結果概要」〈<http://www.moj.go.jp/content/000061113.pdf>〉）。

<sup>79</sup> 最終報告書、p.23。夫婦が養親となる場合は養親年齢を18歳とし、単身者が養親となる場合は20歳のままとするとの提案もある（床谷文雄「養子法」中田裕康編『家族法改正—婚姻・親子関係を中心に—』有斐閣、2010、p.94）。

<sup>80</sup> 例外として、オクラホマ州、コロラド州及びデラウェア州の養親年齢は21歳、アイダホ州及びジョージア州の養親年齢は25歳である。いずれの州も、成年年齢は18歳である。

<sup>81</sup> 例え、オランダでは18歳以上の年齢差が必要であるから、実質的に、18歳以上でなければ養親になれない。

<sup>82</sup> 養親年齢の要件を設けている国であっても、配偶者の子を養子にする場合（いわゆる連れ子養子）や、夫婦共同養子縁組において配偶者が養親年齢に達している場合等、養親年齢の要件を免除する規定を設ける国は多い。

<sup>83</sup> 1883-1951。法学者（民法、法理学）。東京帝国大学教授。戦後は東宮大夫兼東宮侍従長、最高裁判所判事を務める。国立国会図書館「穂積重遠」『近代日本人の肖像』〈<http://www.ndl.go.jp/portrait/datas/424.html?cat=58>〉

<sup>84</sup> 穂積重遠『民法總論 上巻』有斐閣、大正10（1921）、pp.136-137。

<sup>85</sup> 成年宣告（Volljährigkeitserklärung）。かつてのドイツでは、成年年齢が21歳とされていたところ、18歳に達した未成年者は、本人の同意及び親権者の同意があれば後見裁判所の決定によって成年者の地位を得ることができた（柚木馨著、高木多喜男補遺『獨逸民法I 民法總則』有斐閣、1955、pp.54-56）。成年宣告の制度は、21歳から18歳への成年年齢の引下げ（1974年）に伴って廃止された。

<sup>86</sup> 近年唱えられている段階論として、大村敦志東京大学教授による立法論がある。大村教授の立法論は、未成年を「準成年」と「完全未成年」とに、成年を「初成年」と「完全成年」とに分け、それぞれの実情に応じて多元的・

民法の成年年齢が何歳であるべきかという問題は、民法自体を内在的に考究することで確定的に回答が得られるというものではない<sup>87</sup>。また、成年年齢の在り方を考えるに当たっては、「未成年者の保護」が同時に「未成年者の自己決定権の制約」をも意味し得るということを見据えなければならない<sup>88</sup>。このように、成年年齢の引下げをめぐる議論は、18歳は大人か子どもか、という単純な議論に尽きるものではないのである<sup>89</sup>。婚姻適齢や養親年齢に関する議論も含め、多角的な検討が必要であろう。

---

相対的に扱うというものである（大村敦志「民法4条をめぐる立法論的覚書—『年少者法（こども・わかもの法）』への第一歩—」『法曹時報』59巻9号,2007.9, pp.1-15）。大村教授の段階論に対しては、「実際の契約等の場面において段階的な処理が困難をもたらすであろうと想像されるし、子どもを大人にする「成年」という観念の力が弱まってしまふ」との懸念が示されている（水野 前掲注(25), p.23）。後者の懸念については、大村教授も、「成年年齢の前後にわたり、「完全未成年」でも「完全成年」でもない段階を設けるという考え方は、成年年齢の重要性を減少させることになるとも言える」と述べる（大村 同, p.12）。

<sup>87</sup> 次の叙述を参照。「成年年齢は20歳か18歳かという問いを立てても、直ちに決定的な答えが得られるとは思えない。この問題は、最終的には政治的な判断に基づき決着を付けるほかない問題であろう。」（大村 同上, p.2）「我々の社会が何歳をもって大人とすべきか、それを端的に18歳とするかあるいは20歳とするかという議論は、民法学の内在的な考察から生まれてくるものではないように思われる。何歳をもってフルメンバーシップを与えるべきかという判断は、むしろ社会が直接的に決断を下すべき事柄であるのではなからうか。」（水野紀子「民法の観点からみた成年年齢引下げ」『ジュリスト』1392号,2010.1.1-15, p.164.）

<sup>88</sup> 山下 前掲注(31), p.84. この点について、医療ネグレクトの問題等に触れつつ、「18歳,19歳の子どもたちも実はそれほど成年年齢の引下げを求めているという意見がありますけれども、一方で少数ながら本当に引下げを必要としている人がいます」との指摘がある（大村ほか 前掲注(40), p.159.（横田光平発言））。

<sup>89</sup> 「[成年年齢引下げの]肯定論・否定論はいずれもそれなりの理由を持つ。それゆえなかなか決着は付かない。むしろ重要なのは、子どもの自律性の尊重が必要であると同時に、若者への保護・支援が必要な場合もあることを正面から認めること、言い換えれば、二者択一の議論自体を乗り越えることだろう。」（大村 前掲注(86), p.9.）

別表 各国における私法上の各種法定年齢

国名	成年年齢	婚姻に関する年齢		養親年齢 <sup>(1)</sup>
		完全婚姻年齢	条件付婚姻年齢（括弧内は必要な条件）	
日本（現行法）	20	20	男 18, 女 16（父母の同意）	普通養子：20 特別養子：25
日本（政府案）	18	18	例外なし	普通養子：20 特別養子：25
イギリス	18	18	16（親の同意）	21
アメリカ	18, 19, 21 <sup>(2)</sup>	18, 19, 21 <sup>(3)</sup>	州によって異なる	18, 19, 21, 25 <sup>(4)</sup>
ドイツ	18	18	例外なし ※2017年改正	成年養子：25 未成年養子：25
フランス	18	18	明文の下限なし（親の同意、重大な理由、検察官による免除）※2006年改正	単純養子：28 完全養子：28
イタリア	18	18	16（親の同意、裁判所の決定）	成年養子：35 未成年養子：規定なし <sup>(5)</sup>
カナダ	18, 19 <sup>(6)</sup>	18, 19 <sup>(7)</sup>	16（州によって異なる）※2015年改正	18, 19（成年年齢と一致）
スウェーデン	18	18	例外なし ※2014年改正	25
フィンランド	18	18	明文の下限なし（特別な事情、司法省の許可）	25
デンマーク	18	18	例外なし ※2017年改正	25
オランダ	18	18	例外なし ※2015年改正	規定なし <sup>(8)</sup>
ルクセンブルク	18	18	明文の下限なし（親の同意、重大な理由、後見裁判所の許可）※2014年改正	単純養子：25 完全養子：25
スペイン	18	18	16（未成年解放を受けていること） ※2015年改正	25
オーストラリア	18	18	16（親の同意、裁判所の許可）	18
ニュージーランド	20 <sup>(9)</sup>	18	16（親又は家庭裁判所の同意）	25
韓国	19	19	18（親の同意） ※2007年改正	普通養子：19 親養子：19
中国	18	男 22、女 20	少数民族には例外を認める	30

(注1) 2つの養子制度が掲載されている国については、上段が日本の普通養子縁組、下段が日本の特別養子縁組におおむね対応する。上段の養子制度は、成立要件が比較的緩やかで、効果は比較的弱い（実方との関係が継続する等）。

下段の養子制度は、成立要件が比較的厳格であり、効果は比較的強い（実方との関係が終了する等）。

(注2) アラバマ州、ネブラスカ州及びプエルトリコ自治連邦区は19歳。ミシシッピ州は21歳。それ以外は18歳。

(注3) プエルトリコ自治連邦区は21歳。それ以外の州では成年年齢と一致する。

(注4) オクラホマ州、コロラド州及びデラウェア州は21歳。アイダホ州及びジョージア州は25歳。それ以外の州では成年年齢と一致する。

(注5) 養子との年齢差が18歳以上45歳未満であることが必要である。

(注6) アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、サスカチュワン州、プリンスエドワードアイランド州及びマニトバ州が18歳。ニューファンドランド州、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州及びブリティッシュコロンビア州が19歳。

(注7) ニューブランズウィック州の完全婚姻年齢は18歳。それ以外の州では成年年齢と一致する。

(注8) 養子との間に18歳以上の年齢差が必要である。

(注9) ニュージーランドの成年年齢は、個別法による例外が多く、契約については18歳とされる。

(出典) 各国の法令等を基に筆者作成。